

会 議 録

会議の名称	令和5年度（2023年度）第1回豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会		
開催日時	令和5年度（2023年度）7月21日（金） 10時00分～11時45分		
開催場所	市役所第二庁舎5階第1会議室	公開の可否	可・不可・ 一部不可
事務局	都市活力部 魅力文化創造課	傍聴者数	0人
公開／非公開	議題2の「会議の公開について」で会議の公開を決定するまでは非公開とした		
出席者	委員	江口会長 藤野会長職務代理 井上委員 春名委員 水守委員 榎原委員 山崎委員	
	事務局	都市活力部 魅力文化創造課長 林 魅力文化創造課長補佐 小林 魅力文化創造課企画調整係長 石橋 魅力文化創造課企画調整係員 原田、谷川	
	その他		
議題	1) 会長の選任及び会長職務代理者の指名について 2) 会議の公開について 3) 諮問について 4) 選定及び評価の経過報告について 5) 評価基準及び評価の方法について 6) 今後の予定について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

<事務局：開会>

<会長：挨拶>

<課長：挨拶>

<事務局：会議資料の確認>

<事務局：委員と事務局の紹介>

【事務局】

『豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会規則』第6条第1項の規定により、委員会の議長は会長に務めていただくことになっているため、江口会長にお願いします。

【会長】

審議に入る前に事務局に定足数の確認を求める。

【事務局】

『豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会規則』の第6条第2項により「委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とあるが、委員7名のうち、全ての委員にご出席いただいているため、本委員会が成立していることを報告する。

議題1 会長選出及び職務代理者の指名について

【会長】

事務局より会長選出及び職務代理者の指名について説明を求める。

<事務局：資料②『豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会規則』第5条第2項の規定により、市民委員を加えた場合は、再度互選により会長を定めることができる旨説明>

【会長】

事務局から説明があったが、何か意見等はあるか。

【委員】

選定時に会長を務められた、江口会長に引き続き会長をお願いしたい。

【会長】

藤野委員から推薦をいただいたが、何か意見等はあるか。

<委員：異議なし>

【会長】

それでは、引き続き、会長を務めさせていただく。

会長の職務代理者について、資料②『豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会規則』第5条第4項の規定により会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理することとなっている。引き続き、藤野委員に職務代理者をお願いしたいと思うが、藤野委員、いかがか。

【委員】

了解した。

【会長】

案件1 会長選出及び職務代理者の指名については以上とする。

議題2 会議の公開について

【会長】

事務局より会議の公開について説明を求める。

<事務局より資料③『会議の公開について』に基づき選定評価委員会の公開について説明>

- ・「豊中市情報公開条例」第23条に基づき、附属機関等の会議は原則公開となっている。
- ・「審議会等の会議の公開の実施に関する要領」に第2の1、第2の2、第2の3に基づき、審議会等の会議の公開、非公開については、当該審議会等がその会議で決定するものとし、決定するときは、原則として当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとなっている。

【会長】

ただいま、事務局より、附属機関の会議は原則公開としたいと考えているとの説明があったが、何か質問はあるか。

<委員：異議なし>

【会長】

それでは、ヒアリング審査時の質問内容に対して、場合によっては、その場での回答ではなく、別途書面での回答を求めるという手法をとるということで、指定管理者の管理運営状

況の評価にかかる当委員会は、全て公開とする。

なお、個人情報保護の観点から、会議の資料について請求があった場合は、事務局に問い合わせをしてから複製すること。

【事務局】

指定管理者の管理運営状況の評価にかかる当委員会は、全て公開となったため、次の案件から傍聴可とする。

議題3 諮問について

【会長】

市民ホール等に係る指定管理者の管理状況の評価について、林課長から当委員会への諮問を受ける。

＜林課長：「市民ホール等に係る指定管理者の管理状況の評価について」諮問＞

議題4 選定及び評価の経過報告について

【会長】

事務局より選定及び評価の経過報告について説明を求める。

＜事務局：資料④『豊中市市民ホール等指定管理者候補者の審査結果について』に基づき、選定時の経過について説明＞

- ・P1～3 指定管理者選定は非公開の審査となっているため、市民委員2名を除いた5名で審査した旨報告。対象施設・期間を読み上げ、第一候補者の詳細・担当業務、選定理由を説明。採点結果は割愛。

＜事務局：資料⑤『豊中市外部活力導入 モニタリングおよび評価の指針』に基づき、年度評価及び評価委員会による評価について説明＞

豊中市においては民間企業の技術を取り入れる取組みを行っており、指定管理者制度もその一つである。

- ・P13 市と第三者機関（評価委員会）の実施周期とモニタリングの方法について説明。年度評価は選定評価委員のうち社労士及び税理士に評価を依頼している。
- ・P26～31 年度評価の評価方法・評価基準表の例について説明。指定管理施設の特性に合わせて様式を少しずつ変えている。
- ・P34～36 評価委員会についての説明及び評価委員会による評価の方法、市長への報告、結果対応について説明。指定管理機関が5年間であるため、中間の年である3年目に中間評価を行うこととしている。

<事務局：資料⑥『令和3年度（令和4年度は案段階）指定管理者制度導入施設の管理運営業務の年度評価』に基づき、年度評価の結果について説明>

- ・評価項目内容、評価段階（A～C）等について説明。
- ・令和3年度年度評価について説明。

（資料⑥-2）評価項目3「確保すべきサービス水準」において、評価ポイントのうち評価Cが2つあるため項目評価もCとなるところだが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出ていた時期であるため「改善すべき状況に該当しえない」と判断し、項目評価としてはBとした。令和3年度はすべての評価項目がBとなっているため、総合評価もBとなっている。

（資料⑥-2）評価項目2「事業計画」のうち「人材育成・ボランティア組織コーディネート事業」については力を入れている部分であり、良い事業であるため評価Aとしている。

「鑑賞事業」についても“本市ならでは”となるようこだわりを持って実施しているため評価Aとしている。このように、特筆すべき評価ポイントについてはAとしている。

- ・令和4年度年度評価（資料⑥-4）について説明。

新型コロナウイルス感染症の影響が緩やかとなり、令和3年度ではCだった来場者数についても回復しBとなっている。総合評価Bとしている。

【会長】

ただいま事務局より、選定及び評価の経過報告について説明があったが、何か意見や質問等はあるか。

初めてとなる市民委員には、指定管理者が行う講座や催し物をご覧いただき、感じたことや忌憚ない意見を事務局にお伝えいただきたい。

【委員】

説明があった評価基準表（資料⑥-2、⑥-4）は、事務局が評価したものである。

一方で、今回事前に送付されたファイル資料は、指定管理者が自己評価したものである。この自己評価表をベースにして、事務局が中間評価案を作成する流れである。

【事務局】

指定管理者が行った中間自己評価は令和3年度と4年度の2年分を含む評価となっているため、各年度評価と中間評価でズレが生じる部分もある。事務局による中間評価案を後ほど作成するため、各委員はそれを参考に審査をしてもらいたい。（年度評価結果は参考として紹介した）

【委員】

中間自己評価を見るに厳しめに判断しているように見受けられるが、個人的には高く評価している。例えば「鑑賞事業」については、令和3年度年度評価はAだが、令和4年度はB

となっているため、今回の中間評価ではAとするかBとするかを選定評価委員会として考えるということである。

【事務局】

事務局案を送付するので、それを参考にしつつ、各委員に審査いただき、協議を経て中間評価案を決定したい。

【委員】

事務局案の評価の根拠は文章で提示いただけるのか。(AやBだけでは判断理由がわからないため)

【事務局】

コメントとして文章で提示する。

【会長】

第1回選定評価委員会にて基準表の内容を決めるものである。各年度で評価基準が変わってしまうと積み重ねにならないため、中間評価が困難になる。同じ評価基準でよいと思うがいかがか。新しい評価項目を付け加えたい、というような意見があれば伺いたい。

【事務局】

次の議題にて、基準表の内容について詳しい説明をさせていただく。

議題5 評価基準及び評価の方法について

【会長】

事務局より評価基準及び評価の方法について説明を求める。

【事務局】

- ・評価基準表(案)については、資料⑤『豊中市外部活力導入 モニタリングおよび評価の指針』に基づき、事務局と指定管理者とで締結したSLA(サービス水準合意書)の中で定めている、事務局が年度評価を行う際に用いる評価基準表と同じものである。評価委員会による中間評価についてもこの評価基準表(案)で評価するのか、変更すべき点があるのかをご審議いただきたい。

資料⑧「豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会評価結果報告書(これが第一期中間評価結果である)」をご一読いただき、第二期中間評価の参考としていただきたい。なお、第一期と第二期で指定管理者及び対象施設は同一ではないため、比較するというよりも結果報告書のまとめ方の参考としていただきたい。

資料⑦「第二期指定管理者中間評価 評価基準表」における評価項目のうち、5「財務健全性」は税理士、7「従業者への配慮」は社労士に評価いただく項目となっている。9「その他」については、指定管理者が独自に立案し提案した内容について評価する項目となっている。自由提案に関し記述されたプレゼンテーション資料を送付するため、それを確認し評価いただきたい。

年度評価の積み重ねが中間評価となると考えているため、評価基準は変えない方向で進めたい。

資料⑨「中間評価に係る提出資料について」に基づき各ファイルの内容について確認。

【委員】

年度評価の場合、就業規則であれば変更があったものの提出を指定管理者に求めているが、中間評価においてはそのような記載が見当たらないため、変更していない附属規定も提出を求めていると理解してよいか。

というのも、年度評価においてはこれまで指定管理者から附属規定が提出されたことはない。実際には附属規定は作られており、本則に基づき付属規程も変更されていると推察されるが、提出されていない状態となっている。ただし、変更されていないのであれば、年度評価においての提出は必要ない。労働基準監督署には意見書を添付し提出されているため、従業員は異議なし・承認している、ということだが、年度評価及び中間評価において社会保険労務士は就業規則等の附属規定を確認する必要はないのか。

本委員会における審査は事業内容に重きを置いていると見受けられるが、「従業員への配慮」も評価項目に設定しているのであれば、どこまで監査すべきか提示いただきたい。

【事務局】

検討し回答する。

【会長】

新型コロナウイルス感染症により事業結果や労務の面にも影響が出ていると思われるため、評価するにあたり特段の配慮が必要ではないか。

【事務局】

令和4年度は回復傾向にあったとはいえ、令和3年度は影響が残っていた年度であるため、2年度分の総合評価となる中間評価において配慮は必要になるだろう。

例えば、確保すべきサービス水準における「文芸センター中ホール年間平均利用率」に関して、令和3年度は56.1%でC、令和4年度は83.1%で最高水準の85%に迫るB評価となっている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症に影響があったものとし、中間評価案ではBが妥当と考えている。このように配慮が必要な項目はある。

【委員】

300 日に対して割合を算出していたところを 150 日に変える、というように母数を変えている自治体もある。そのような工夫も検討する必要があるのではないかと。

【事務局】

事務局としては、評価基準はそのままにしたうえで、別個配慮したうえで評価していることである。C は「改善を要する」という評価だが、数値が下回っているとはいえ感染症などの事象は不可抗力であり、改善を求める対象ではないと考える。

【委員】

総合評価が C になってしまうと指定管理者としては大きな問題となるため、配慮の必要性には同意である。

この基準表は市民ホール等指定管理者を対象とした評価シートになっているのか、または他の指定管理施設と合わせたものか。

【事務局】

施設の特性を踏まえ細部は変更しているが、基本的には共通となっている。

【委員】

というのも、茨木市の選定評価委員会では、文化施設も駐輪場も福祉施設も同じ評価シートを用いているため施設の固有性が浮き出てこない。

本市においては、文芸センターの指定管理者選定の際、時間をかけて設計し、特に事業計画について厚く検討したと思う。仮に配点制とするならば、項目によってその比重は異なるはず。それらが画一的に A～C の評価にはめ込まれるのは腑に落ちない。うまく工夫できないか。

【事務局】

資料⑤「モニタリング及び評価の指針（第 5 版）」の 28 ページに記載されている指定管理者評価基準表の例として、本市経営戦略課（旧創造改革課）が作成したものに、当課では「事業計画」に関する評価項目を追加することで、重点的に評価できるように工夫している。

【委員】

労務面に関して、評価 C を下すと問題か？

今回、時間管理に関して確認したところ、全事業者が誤った解釈をしているようだった。感染症等に起因するものではなく、タイムカードの管理の誤りに起因するものである。賃金全額払いの原則に違反していることになる。

昨年度も依頼したが、改善はされていない（ということは改善の意思はないと受け取るこ

とができる)。JCDの中で改正が容易ではないものと思うが、社労士としてBにすることはできない。

【事務局】

評価項目7「従業者への配慮」がCになるとし、その他にもCになる項目があると、総合評価がCとなる。その場合、事務局より改善勧告を通告しないといけなくなり、次期指定管理者選定の際に大きな課題となる。

労務面の疑義については、第3回選定評価委員会に予定している指定管理者のヒアリングにて確認いただければと思う。

【委員】

現行の評価方法では、総合評価がAとなることは相当難しいといえる。指定管理者制度の評価としては総合評価Bになればよい、というのが前提であるとは理解するが、劇場の評価というものはAを求めるべきであり、Aを目指すべきものでもある。劇場の理想的な評価方法とは大きく乖離があると感じるが、とにかく現行の評価方法で評価する。

【会長】

その他、質問、意見等あるか。評価基準表について、事務局案のとおり進めてよいか。

<委員：意見なし>

【会長】

評価基準表について、事務局案のとおりとする。

議題6 今後の予定について

【会長】

事務局より今後の予定について説明を求める。

<事務局：資料⑩『豊中市市民ホール等指定管理者中間評価に係るスケジュール』に基づき、今後のスケジュールについて説明>

- ・全4回の選定評価委員会スケジュールについて説明。
- ・評価基準表の提出期限は8月7日（月）とし、各委員から提出された審査結果を事務局で取りまとめ、8月25日（金）開催の第2回選定評価委員会の資料とする。その資料をもとに、合議にて書類審査いただくことになる。
- ・会議終了後、確定された評価基準表を各委員宛にメールで送信するので評価していただき、8月7日（月）までに事務局へ返信いただきたいと考えている。

【会長】

事務局から今後のスケジュールについて説明があったが、質問、意見等あるか。

【委員】

第2回委員会は出席不可である旨、報告しておく。

基準表について、すべての項目にコメントを記入する必要があるか。

【事務局】

すべてにご記入いただく必要はないが、AまたはCの場合はご記入いただきたい。

評価に迷う場合は未記入としていただいて問題ない。第2回委員会において、各委員の評価をすり合わせたものをもとに中間評価案を作る予定である。

【委員】

評価にあたり疑問が出た場合は、次回の委員会にて問えばよいか。

組織図を共有いただきたいが可能か。雇用形態別（正規・非正規）、人件費までわかるものが望ましい。

【事務局】

次回の委員会時でも、事前に事務局に問い合わせさせていただいても、どちらでも問題ない。組織図については、年度評価に係る資料に含まれているため、共有する。

【委員】

現在、非正規雇用の割合が非常に高くなっていることが指定管理者制度の中で問題となっている。コストカットに傾倒しており、専門性が高まらない、良い人材が定着しない。労務関係・事業内容にも関わることであり、ひいては指定管理料に関わるものである。全体の見通しのバランスを考えなければ評価は難しい。雇用問題に関しては、5年間の雇止めであっても正規雇用であることは次のステップにつながる。

【委員】

雇用の流動性が低い現状では、解雇しづらく、事業者としては正規雇用しづらい悩みがある。労災問題は起こっていないとしても労使問題は起こっていないのか疑問がある。この部分が見えなくなっているのであれば問題であるが、ヒアリングで聴取することは可能か。

【事務局】

問題ない。

【会長】

ハラスメント窓口は設けてあるのか。

【事務局】

報告を求めているため把握していない。

【委員】

附属規定が提出されていないため、把握できていない。

【委員】

ハラスメント対応は労務管理上必須であるため、重要な評価対象だといえる。

【委員】

今後、有給休暇の管理簿も提出を求めている。いただきたい。

【事務局】

適宜、検討・対応する。

【会長】

その他、質問、意見等あるか。

<委員：意見なし>

【会長】

本日の案件は全て終了した。

令和5年度（2023年度）第1回豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会を閉会する。

（資料の持ち帰りは任意とした）